

平成29年12月26日

お客さま 各位

東濃信用金庫

確定拠出年金制度の主な改正（平成30年1月1日施行）について
掛金の「年単位化」

日頃は、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

これまで確定拠出年金の掛金は、月単位で拠出することとされていましたが、平成30年1月からは12月から翌年11月までの範囲において、複数月分をまとめて拠出することや、1年間分をまとめて拠出することが可能となります。（納付は1月から12月までの範囲内で行います。）

これにより、ボーナス月にまとめて掛金を納付するなど、お客さまのニーズに合った掛金の納付が可能となります。

詳細につきましては、以下の「iDeCo 公式サイト」のホームページをご覧ください。

当金庫では、お客さまを応援するべく、ニーズに適した商品・サービスの提供により、長期的・安定的な資産形成の実現を図ってまいります。

以上

「iDeCo 公式サイト」 「掛金の年単位化について」

https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/annual_unit_contribution_291201revision.pdf

◎お問い合わせ先

東濃信用金庫 営業統括部 担当：市川

電話：0572-25-2120